

# 第1回農林水産ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和元年11月20日（水）15:30～16:31

2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階1208特別会議室

3. 出席者：

（委員）高橋進議長代理、佐久間総一郎座長、南雲岳彦座長代理、大橋弘、竹内純子、新山陽子

（政府）田和内閣府審議官

（事務局）井上規制改革推進室長、彦谷規制改革推進室次長、森山規制改革推進室次長、小見山規制改革推進室参事官

（有識者）株式会社庄内こめ工房：齋藤一志代表取締役

有限会社フジタファーム：藤田毅代表取締役

西南学院大学経済学部：本間正義教授

有限会社ぶどうばたけ：三森かおり取締役

近畿大学世界経済研究所：有路昌彦教授

有限会社泉澤水産：泉澤宏代表取締役

株式会社シーフードレガシー：花岡和佳男代表取締役社長

4. 議題：

（開会）

1. WGにおける重点事項に向けたフリーディスカッション

（閉会）

5. 議事概要：

○小見山参事官 それでは、第1回「規制改革推進会議 農林水産ワーキング・グループ」を開催いたします。

本日の議題でございますが、お手元にあるとおり「WGにおける重点事項に向けたフリーディスカッション」でございます。

本ワーキング・グループにおいては、議事録を公開することとなっております。また、会議終了後、事務局より記者ブリーフィングを行うこととしております。

本日は、高橋議長代理に御出席いただいております。南雲委員はSkypeを用いて御出席であります。また、本ワーキング・グループの構成委員に加え、大橋委員にも御出席いただいております。

運営規則により、構成委員以外の皆様には形式的に議決権はございませんが、是非積極的に御発言をいただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

また、本日は前規制改革推進会議において、専門委員として御参画いただいていた専門

委員のうち、一部の方に有識者として御出席いただいておりますので、あわせて意見を賜ればと思います。

それでは、以後の議事進行につきましては、佐久間座長にお願いしたいと思います。佐久間座長、よろしくお願ひいたします。

○佐久間座長 ありがとうございます。

今般、議長からの御指名によりまして本ワーキング・グループの座長を務めさせていただくことになりました佐久間です。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、会合に先立ちまして、座長が座長代理を指名することとなっておりますので、恐縮ながら当ワーキング・グループの座長代理として南雲委員を指名させていただきます。南雲委員、よろしくお願ひいたします。

○南雲座長代理 どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐久間座長 よろしくお願ひいたします。

では、本日は初回のワーキング・グループの会合でございますので、委員の皆様から一言ずつ御挨拶を頂戴できればと存じます。

まず、私から御挨拶申し上げます。私は、現在は日本製鉄という鉄鋼会社におります。規制改革との関係は比較的長く携わらせていただいております。よろしくお願ひします。

では、次に高橋議長代理、お願ひいたします。その後は南雲座長代理、そして、私の左手奥から新山委員、竹内委員、大橋委員の順にお願ひします。

それでは、高橋議長代理、お願ひします。

○高橋議長代理 ありがとうございます。高橋でございます。

私は本ワーキング・グループの委員ではございませんけれども、議長代理ということで、できるだけ多数のワーキング・グループの会合に出させていただきます。皆さんの御意見を伺うことにさせていただきたいと思ひます。

農林水産ワーキング・グループにつきましては、もういろいろな実績がある中で、私が今何かを申し上げる立場ではございませんけれども、やはり地域の活性化の鍵がまさにこの農林水産にあると思ひますので、そういう経済活性化という観点からも、このグループの議論に期待をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○佐久間座長 ありがとうございます。

では、南雲座長代理、お願ひします。

○南雲座長代理 南雲でございます。皆さん、どうぞよろしくお願ひいたします。

私は、三菱UFJリサーチ&コンサルティングにて、地方の自治体のデジタル化、スマートシティ化、デジタルガバメント化等に関する調査とコンサルティングに従事しております。地方の皆様のお声に接することも非常に多いので、今回、農林水産業という観点からも貢献できればと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、新山委員からお願ひします。

○新山委員 新山でございます。大学に勤めております。専門は食品安全、農業経済学ですが、主には農業経営学、フードシステム論という分野をやっております。

フードシステム論というのは、農業から始まりまして、食品産業、製造業、流通業、そして市民といいますか消費者に至る全体を総合的に捉える枠組みです。そのような枠組みを研究しておりますので、農業者にとってはもちろんですが、食品事業者、そして、市民、消費者全体にとってよりよい関係ができるようなものを目指していく議論をできるだけさせていただこうと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、竹内委員、お願いします。

○竹内委員 初めまして、国際環境経済研究所の竹内と申します。専門は、エネルギー問題と地球温暖化を中心といたします環境問題を勉強しております。

今日は初回のワーキング・グループということでございますので、午前中の別のワーキング・グループでもお話をさせていただいたのですが、こういった規制緩和のワーキング・グループに臨むに当たっての私の考え方みたいなところをお話しさせていただければと思います。

午前中もお話し申し上げたとおり、重要なのはやはりスピード感と費用対効果の意識であるということは変わらないのですが、大きく、これからの日本の社会を考えていくに当たって2つの価値観があると思っております。

1つは、日本の競争力や魅力を増していくという部分と、もう一つは、これからの人口減少や過疎化、高齢化といった中で、どうソフトランディングをしていくかといったような価値観。日本全体が人口減少とか過疎化の問題に直面しているわけですが、農林水産業は他の産業以上に担い手の減少や高齢化の問題ということを抱えているかと思えます。また、これ以上ないほど地域に根ざした産業ということでもありますので、人手ということだけではなくて、地域をどう支えていくか、活性化していくかという観点も加えていきたいと思っております。

加えて、気候変動などの環境問題を最も受ける産業でもございますので、そういったところへのレジリエンスというところの価値観も加えていく必要があるということで、積極的に新たなテクノロジーを活用していくこととか発想の転換というようなことが進むようにやっていきたいと思えますし、事業環境の整備も行っていくべきであろうと思っております。

日本のこの自然に立脚した産業が、引き続き競争力を持って魅力的な産業と思っただけのように、現場の皆様あるいは消費者の声といったような声を実際に聞きながら勉強していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、大橋委員、お願いします。

○大橋委員 東京大学の橋と申します。私は、今、公共政策大学院に所属していて経済

を専門としています。このワーキング・グループの構成委員ではないのですが、いろいろ勉強させていただこうと思って伺いました。

専門は、政策立案全般について政策研究をやっているようなところがございまして、特に消費者の利益をどうやって確保するかという観点でいろいろ研究もやっています。そうした観点から、農業の政策を考えてみたときにどうなのか、そうしたものが、究極的には持続的な農業者を育てることにつながるのだろうという思いを持って取り組んでいただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、早速でございますが、本日の議題1「WGにおける重点事項に向けたフリーディスカッション」に入らせていただきます。

本日は初回のワーキング・グループでございますので、委員の皆様から御意見をいただければと存じますが、その前に案を作成しておりますので、まず資料1を事務局から説明をお願いいたします。

○小見山参事官 資料1「農林水産ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項(案)」です。

まず、柱書ですが、農林水産業の成長産業化に向け、イノベーションや多様な人材を取り込みながら、スマート農林水産業の推進など、先端技術の導入、投資、規模拡大等を通じて生産性及び付加価値を向上させるということに加えて、適正な取引の推進を行う必要があるということです。また、農林水産業が持続的に発展していくためには、農林水産業における自らの将来展望が描けるような環境を整備することによって、若者の参入を得ることが必要なのではないか。このような問題意識に基づき、農林水産ワーキング・グループは、従前の決定事項に関するフォローアップに加えて、規制・制度の総点検を行っていくということです。

<今期の主な審議事項>ですが、まずは「新規就農支援」です。

法人経営を始めとする農業者への支援制度の検証と見直しです。

新規就農者に対して5年間、農業次世代投資事業を始めとした資金支援というのが行われているのですけれども、それが終わった後に農業経営が立ち行かなくなるということがあってはならないということとして、経営の安定及び拡大に向けた、新規就農者に対して、今、既存で多くの支援制度がありますので、その支援制度がどういうものがあるか、足りないところはないのかという点検を行っていく。

(2)が「スマート農業」でございます。

スマート農業の1が、農業機械の自動走行に係る規制の見直しです。自動走行トラクターが市場投入されたところですが、圃場内とか圃場間において効率的な自動走行を可能とするためにどのようなことができるのかという検討をしていく。

農業機械・システムのデータの共有化です。製造者が異なる複数の農業機械や、その農業機械にひもづいた営農支援システムを使う場合においても、農業者が自分の農業データ

を効果的に利用することができるように、どのような環境整備が行えるか。

あと<重点的フォローアップ事項>でして、今年度を実施時期が来る、過去の規制改革実施計画の案件を中心にリストアップしております。

「新規就農支援」で申しますと、農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化、新規就農者向け資金支援に関する官民のイコルフッティング。

「農協改革」については、信用事業の健全な持続性確保。

「漁業改革」については、漁業法関連の政省令の整備。

水産物・漁業生産資材の流通総点検。

漁獲証明制度の創設。

海技士の乗組み基準の見直し。

魚病対策の迅速化に向けた取組。

「スマート農業」に関しては、農業用ドローンの携帯電話の電波利用に関する規制の見直し。

高機能農機や除雪機の活用を阻む規制の見直し。

「農地利用」に関しては、農地利用の促進に関する規制の見直し。

底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等の農地法上の取扱い。

「その他」といたしまして、肥料取締法に基づく規制の見直し。

畜舎に関する規制の見直し。

農作物栽培施設に係る立地規制の見直し。

以上がフォローアップ事項です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明も踏まえまして、初回でございますので、委員の皆様全員から、今回の資料にとらわれずに問題意識、課題について御発言いただければと存じます。

まずは委員の皆様からということで、高橋議長代理から先ほどと同じ順番でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○高橋議長代理 農業の活性化ということを考えたときに、私はやはり、スマート農業が非常に重要なポイントになると思います。農業機械、システムのデータの共有化、この辺が一つ大きな活性化のポイントになっていくと思いますので、是非ともこういった部門で議論を深めていければと思います。

それから、新規就農支援についても、やはり法人が自主的に就農を続けられるような仕組みというのをきちんと考えていくことが必要なのではないかと思います。

以上でございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、Skypeで御参加の南雲座長代理、よろしくお願ひいたします。

○南雲座長代理 南雲でございます。

こちらで並べていただきました審議事項、フォローアップ事項については、特に異論は

ございません。

大切なのは、やはりアウトカムで、何をもってこれをやったとするのか、というところの透明性を持つことと考えております。KPIの設置ということに関して、それから、マイルストーンの設置ということに関しては議論を深める必要があると考えております。

それから、スマート農業等、テクノロジーが出てくるものにつきましては、新たなイノベーション、ブレイクスルーのネタになってくるものだと思いますので、海外を含めてどのようなことが行われているのか、それに対して日本は後れを取っていないのかという点についてのベンチマーキングもしっかりやった上で、我々の立ち位置、目指すべき将来像ということに関して議論を深めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、先ほどの順に従いまして、新山委員、お願いいたします。

○新山委員 新山ですが、今回挙げられました審議事項では、やはり、新規就農支援は非常に大切な課題だと思っております。

それから、重点的フォローアップ事項の1なのですが、漁業改革の中の漁業証明制度の創設については、1つ意見がございます。

それは、これまでの文書を見ますと、漁業証明制度の創設は、トレーサビリティの入口というような位置づけで書かれていたように記憶しておりますけれども、むしろ、どちらが先かといいますと、トレーサビリティの確保の方が先なのではないかと思っております。といいますのは、漁獲証明を何をもって行うか、立証データはということになりますと、基本的にトレーサビリティのために記録される取扱記録が、通常、こういう証明の根拠データとなります。そうしますと、先にトレーサビリティ制度を実施したほうが効果的なのではないか考える次第です。

これにつきましては、アメリカや、特にEUは漁業についてはトレーサビリティを法律によって明文化しておりますので、制度が整っているといえます。従いまして、輸出をするのに当たっても、日本で早く、そういうトレーサビリティ制度を整えたほうが有効なのではないかと思う点もございます。

もう一点ですが、本日の審議事項の前文説明に「適正な取引の推進を図る」という文言がございますが、特に今期、これについての審議事項は特段の用意が今のところはないようですが、それについての議論をできればよいなと思っております。余り具体的な意見はございませんが、これまでの議論の中で、例えば、適正取引ガイドラインなどを、この適正な取引の推進の一環として、農林水産省で提示されておりますので、例えば、そういうガイドラインの実効性などを検討してみるということは有効なのではないかと思っております。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございました。

それでは、竹内委員、お願いします。

○竹内委員 御説明ありがとうございました。

今期の主な審議事項及び重点フォローアップ事項について整理していただき、ありがとうございます。特に異論もございませんし、私自身も頭の整理ができたように思います。

今期の主な審議事項の（１）で書いていただいております、今の支援制度の検証と見直しで、「検証」という言葉を入れていただいているのが非常に重要かと思っております。今、いろいろな方の状況がかなり多様化しているところがあるかと思っておりますので、画一的な制度では、せつかくの制度も生きていない部分というのも多々あるかと思っておりますので、まず、今ある制度の効果、実態というものをよくよく検証するということから見直しを始めるということは非常に重要なスタート地点であると感じましたので、そういった言葉を入れていただいているところも含めて、特に異論はございません。ありがとうございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員 ありがとうございます。

そもそも農林水産は非常に多面的な要素を持っていると思いますけれども、思うところを1つだけというと、例えば、需要に応じた生産といった場合、需要というのは外生的です。外生というのは何かというと、需要は減っていく、それに合わせて生産するみたいな感じのところがあるのだと思うのですけれども、その需要を喚起するとか、もう少しマーケティング的にどう考えるとか、そのような発想がすごく重要なのかなと思います。

より具体的に言うと、普及指導みたいなものも重要だと思いますが、例えば、戦略的なコンサルとか事業再生コンサルとか、こういうところに入っているのだろうか。いけるためにはどうしたらいいのかと。そうすると、今、農家さんは非常に困っている方も多いし、そうした方々を次のレベルへ再生させるために、もう少しドラスティックというか活性化するようなことをしないと、このまま農業がしぼんでしまうということをすごく懸念しています。

そういう意味で、需要というのも多面的なものであるわけですが、そうしたものから考えていくというところの施策をいろいろ議論できれば、非常に有益なのかなと思っております。

○佐久間座長 ありがとうございます。一通り委員の皆様から御意見をいただきました。

今回、先ほど説明がありましたように、項目というのは挙がっています。ただ、今後、検討していく中で新たな 이슈が出れば、当然それについても、時間の許す限り、できる限り取り組んでいきたいと思っております。

例えば、今回、スマート農業ということで2つ挙がっていますが、それ以外にも、現場の方から要望があれば、それを拾っていくということは是非必要ではないかと思っております。

あと、漁業改革については、前期までの皆様の御尽力によって、ある意味方向性が見えてきたということですが、あくまでも方向性ということですから、実際、どのように仕組みが整備され、運用されていくかというのはまさに今期ということですから、これはかなり重要であり、なおかつ時間をかけて取り組むべき事項だと思っています。

あと、農業全体で言えば、今、大橋委員が言われたように、もちろん農業というのは立派な産業なのですが、企業として見たときに成り立っていくのか、つまり成長できるのか、しっかりもうけられるのかというところが、やはり弱かった。どちらかというところ保護というのがキーワードになっていたわけですが、今回のように、ある意味では普通の起業家に対してどういう支援が必要なのか、産業として成長していくにはどういう規制が問題になっているのかというところで整理をしていますので、そういう意味ではいろいろな、いわゆる農業以外の企業の視点からも検討を加えていければと考えています。

それでは、委員の方にはまたこの後で戻っていただいても結構ですが、有識者の皆様に御挨拶をいただくとともに、御意見を賜ればと思います。それでは、恐縮ですが、私から見て右手の方から、齋藤様から順番で、皆様、大変御見識・御経験のある方で、何時間でもお話しできるかと思いますが、時間の都合上、3分ほどでまとめていただければと思います。よろしくお願いします。

○齋藤氏 山形の齋藤でございます。よろしくお願いします。

私のほうは、庄内こめ工房という米の集荷業の会社と、生産農場で株式会社まいすたあ、養豚を中心にやっている有限会社いずみ農産と3つやっております。

実際、農業用のドローンも現場で使っておりますし、外車を含む大きいトラクターとか、現場で除雪機なども当然、雪の地帯なので使わせてもらっています。

そして、養豚のほうもやっていますので、今回の畜舎の見直しにも大変興味がありまして、今、増棟をしようと思っても建築単価が高過ぎて、ほとんどペイしないのです。本当に倍とか3倍になっているような状況もありますので、その辺も検証していただければありがたいと思います。

そして、もう一つ、先々週テキサスに調査で行ってきたのですが、びっくりしたのは、肥料のほうを昨年まで検討していましたが、本当にスマートな農業をやっています、最初はまず土壌分析です。土壌を4輪バギーでGPSで場所を特定して、サンプリングするというのから始まって、それに合わせたBB肥料を業者さんがディーラーのところで混ぜるのです。日本は全部禁止です。そうやって単肥を混ぜて供給は今はできなくなっているので、そういう適切な量をやることで肥料コストを下げ、最大収益をGPSの座標データを基に量の加減をしてやっているというのが、現場で、ほぼ全部の農家で使えるような仕組みができていました。これは日本ではちょっとできないことだと思います。

もう一つが、幅4メートルぐらいのコンバインが、日本でいう道路交通法の除外なので、例えば12歳の息子がコンバインで家から農場まで運ぶのは全く問題ないということでしたし、今、日本では、2.5メートルオーバーの機械などは特殊車両通行許可届を出



さないと本当は走ってもいけないという、がんじがらめの中で、我々は今後5年ぐらいで急激な規模拡大をやらざるを得ない状況になっていますので、是非、今回の規制緩和の議題で、もう少し深掘りしていただければと思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、藤田さん、お願いします。

○藤田氏 新潟から来ました藤田です。よろしく申し上げます。乳牛を中心に循環型の農業をしております。お米とジェラート、牛肉を使ったレストラン等をやっています。

前回からワーキング・グループに参加させていただいてまして、今、現場でどのように規制緩和が行われているかということをよく見ていたつもりですけれども、なかなか難しいというのを感じます。

こうやりますといういろいろな話を聞かせていただいたのですけれども、実際はそうは簡単にいかないというのをつくづく感じていまして、ドローンにしる全農に関する改善にしても、なかなか進んでいるような感じが全く持てないというのが現場での感想であります。

また、農地利用に関しても、農地利用の促進に係る規制に関して、農地の集約に関しては相当進んできているかと思っておりますけれども、新潟市などにおける農業用施設用地の非常に強い規制とか、都道府県によってすごく差があるということを感じておりまして、さまざまな面でまだまだ議論をする必要があるかなと思っております。今回はよろしく申し上げます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、三森さん、お願いします。

○三森氏 山梨から参りました有限会社ぶどうばたけの三森と申します。

私は勝沼で生食のブドウ50品種を栽培し、同敷地内に菱山中央醸造有限会社という手絞りのブドウ酒の蔵がございます。ブドウを中心に、加工販売まで一貫して取り組んでおります。

女性農業者、中山間果樹の現場で、規制改革の会議に参画させていただいております。果樹は、米、野菜の次に位置付けられているので、スマート農業に取り組む中でも、ドローンの農薬散布を自社の畑で実証実験をしておりますが、高濃度の農薬散布は認められていないので、慣行の農薬散布を行っております。

スマート農業を進める中で、高濃度の農薬をどのように緩和していただけるかということと、食生活の中で果樹の位置づけというものをもう少し見直していただけるようなところも必要ではないかと思っております。

地方の中山間の果樹、中山間地の農業の次世代の発展に関しては、現在、ぶどう栽培ではシャインマスカットがとても好景気になっており、ここで後継者がかなり入ってまいりました。農業の活性化というのは、基本的には爆発的に売れる、農家の収益が上がってく

ると後継者や新規農業者も安心して参入してまいります。一方、登録制度についてシャインマスカットに関しては、日本の登録制度が後れたため、現在、海外でシャインマスカットをかなり栽培しております。こういった問題に関しても、逆に規制をきちんとかけていただきたいという部分と、一方では改革していただきたいという部分で、両側面を考えていただき、この規制改革で議論をしていただきたいと思っております。

以上でございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

まさに規制改革なので、規制緩和という一方方向ではないと我々は思っています。

本間さん、よろしく申し上げます。

○本間氏 本間でございます。2年前に東京大学を定年になりまして、現在、福岡の西南学院大学というところで教えております。

私も農業ワーキングを長いこと務めさせていただいていますけれども、ここでの議論は大きく2つに分けて考える必要があると思うのです。

1つは、制度改革と申しますか、さまざまな制度が農業を取り巻いているわけですが、それが果たしてうまく機能しているのかどうかという大きな視点からの議論です。

特に、今回、規制改革推進会議の親会議のほうは新たな組織ということでスタートされたわけですし、つまり、後継組織では前とメンバーがかなり入れ替わっているという意味ですが、要するに、新たな親委員会のメンバーと、新たな議論をフレッシュな形でさせていただけたらと思っております。その意味では、今日出てきた今期の主な審議事項というのは、いわば頭出しだと思いますので、これにこだわらず、少し制度改革も含めた議論をさせていただければと思っております。

もう一つは、佐久間座長が言われたように、現場の声をいかに拾っていくかということで、もう既に幾つか現場の声が上がってきているわけですが、我々の中で考えることと現場の実態というのはかけ離れている部分もありますし、我々が気付かない現場の声は多々ありまして、そういうものを私どもは個人的にもこれまで拾い上げてきたつもりですが、そういうものを、まさにスピード感を持って取り上げて規制改革に臨んでいければと思っております。

それから、藤田さんのほうから出ましたけれども、特に農用地区域の利用に関して、これは国家戦略特区のほうの一部規制緩和で、農業用施設の中に農家レストランを含めて活用できるというようなことが行われています。それを、できれば、ここで言えば全国展開という形に持っていくということが一つの課題かなと思っておりますし、畜舎のこともまだ具体的には進んでいないので、畜舎の規制緩和、そのあたりのことについても、細かい点をいろいろピックアップして、優先順位をつけてスピード感を持ちながら議論をしていきたいと思っております。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、有路さん、お願いします。

○有路氏 近畿大学の有路と申します。これまで水産ワーキング・グループのほうでいろいろ議論に参加させていただきまして、専門は水産経済と食品安全というのがテーマになっております。

今回、このような重点的フォローアップ事項等を書かれているところですが、申し上げたいところがございます。私が専門的に議論に貢献させていただけるところとしては漁業改革のところにはなろうかとは思いますが、その視点から申し上げます。最初に「我が国の農林水産業の成長産業化に向けて」というのを一つの目標としておりますが、それは何のために実行するのかというところは、きっちり考えを統一した上で議論をすべきではなかろうかと思っております。

持続可能な地域経済を形成していくという中で、水産が行われている地域というのは、多くがほかに代替する産業はないという状況ですので、地域経済をどれだけ豊かにするか、あるいは雇用をどれだけ生むのかというところは外せないのではないかと思います。そう考えたときに、実行をする手段として、今は国際競争力を高めていかないといけないと思います。そうなったときに改革すべき規制のポイントはどこだろうというのを見ていかないといけないところだと思います。

ただ、そうは言うものの、きっちり分かっていないといけないところというのは、現場のリアリティーのところだと思います。例えば、ここで書かれておられますように、スマート農林水産業の推進というのは、寄与する部分が大きい一方で、何もかもが代替されるわけではありません。例えば、養殖業で魚に餌を与えるとか、このようなことを一つとっても、人間の能力がはるかに上であるという事実があって、熟練の作業員とそうではない人というのは生産性が倍ぐらい違うとかございます。このような能力のある人は、地域にとっても産業にとっても日本の持つ資産でございますので、こういった方々をどう活用していくのか、あるいは、どう産業の競争力に生かしていくのかというところは、議論の中に踏まえていかないといけないのではないかと思います。

加えまして、私は水産が専門になっているからというのもございますが、水産業はそもそも過去から関税率が低く、自由化が早くからされていた産業ということで、国際競争力がそもそもあるのかなのかというと、正直、農業よりはあったと考えます。ただ、その一方で、自給率も半分ぐらいまで下がっていったという事実があり、国際化の流れの中で十分対応できてきていないというところがありますので、そこら辺が規制改革の中で対応できる、あるいはしていくべきことなのではないかと思います。

最後、もう一点は、これまでの規制改革の取組の中で、それに呼応する形で農林水産省のほうでも当然取組が始まっていて、議論も始まっていて、そのこと自身は大変素晴らしいことで評価をしていかないといけないし、そういう動きができたことは喜ばしいことではあります。それがこのフォローアップの話にありますように、望ましい方向にしっかりと進むのかというところに関しては、重点的に確認をしつつ、議論を、完全に別個に

なるようにではなくて、相互的に関わり合いを持ちながら進めるべきではなからうかと思  
います。

以上でございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、泉澤さん、お願いします。

○泉澤氏 泉澤と申します。定置網漁業をやっている生産者でありまして、全国数カ所で  
定置網を経営しております。前回、水産ワーキング・グループに参加させていただきまし  
て、70年ぶりと言われる漁業の制度改革で現場からの視点で意見を言わせていただきまし  
た。

その中で、今回のこの審議事項と重点的フォローアップ事項を見ると、(3)の漁業改  
革に5つあるのですけれども、たったこれだけというのはちょっと寂しいような気がして  
います。

やはり、この中で、1ポツ目の漁業法改正関連政省令の整備という中で。

ここで意見を言っているのですか。

○佐久間座長 もちろん。お願いします。

○泉澤氏 この中で、大きく一つにまとめ過ぎているなということを感じました。やはり  
ここは、もう少し具体的に、強調すべきことが幾つかあると思うのです。

先ほど、有路さんも言われたように、成長産業化が目的でありましたので、それに対し  
ての重要な項目が、この5つ以上にありました。その中でも、私が取り上げたいものは3  
つあるのですが、まずは資源管理の問題です。科学的な根拠に基づく資源管理の確立とい  
うところが、今回の大きなポイントだったと思います。それは、アウトプットコントロール  
による、具体的に漁獲可能量を決めて、その中で獲っていきましようということが大き  
なことだったと思います。

この資源管理に向けた具体的な対策の進捗状況を継続的に管理していく必要があるのだ  
ろうと思います。漁獲管理が現場で行われているかどうかというのが大事なことから、  
実際にどのぐらいの数量が現時点で漁獲されているかということをきちんと把握できるシ  
ステムを構築しておかなければいけないと思います。

もう一つは、漁場の有効活用がなされているかどうかということが、個人的に非常に重  
要なことだと思っています。漁場の利用状況というのは、漁業の生産量そのものに大きく  
影響するものです。公共の海を、個人的に使用するわけですので自己都合で、合理的理由  
もなしに生産活動をやめていたり、あるいは漁場を廃止したりということは簡単にするべ  
きではないと思います。そういった事情をきちんとモニターしていく必要があるだろうと  
思います。やはり、生産量を上げるということは、漁場の面積あたりの生産量、あるいは  
漁場の価値といったものを高めていく必要がありますので、漁場の利用状況をきちんと精  
査するということが大事だと思っています。

農業分野では、既に農地ナビといったものもできていますので、ネットなどにアクセス

すれば、一般の人でも農地の利用状況がすぐ分かるような状況になっています。漁業はそういうのは一切ありませんので、早急にそういうものも作る必要があるだろうと思います。新規参入をするにしても、どこに漁場が存在するのか、どの漁場が空いているのかというのは、一般の人にはなかなか分かりづらいので、すぐ取り組まなければいけない。このことも大きな柱だったと思います。

それから、3つ目なのですが、公的な役割を漁協が担うということになりました。そういうことに関連して言えば、漁業協同組合というもののコンプライアンスとガバナンスの強化をしていく、またそれを検証していかないといけないと思うのです。内部監査の状況報告などから、なかなか外部からは分かりづらいところがありますので、組織全体の透明化を図っていく、この3つが大事だと思います。

いきなり、この資料1に対しての意見を言わせていただきましたけれども、私は個人的にはそう感じました。よろしく願いいたします。

○佐久間座長 ありがとうございます。

この点、これは重点フォローアップ事項ですから、当然、これは実施計画の中にブレークダウンが既にありますので、どういう文言にするかは置いておいて、今、泉澤さんの言われた方向で変えるということは可能だと思いますので、検討したいと思います。

花岡さん、お願いします。

○花岡氏 ありがとうございます。シーフードレガシーの花岡です。

シーフードレガシーは、シーフード、水産物をレガシーに次の世代に豊かな状態を残したいというコンサルをやっている企業です。水産ワーキング・グループに参加させていただいておりました。幾つかコメントをさせていただきます。

一番初めに、高橋議長代理がおっしゃったように、農業においてはスマート化が大切だと。水産においても全くそのとおりだと思います。南雲委員もおっしゃったように、テクノロジー、ブレークスルーが大事だということを、水産もドラスティックに取り入れていくべきだなということを感じます。

特に、漁具とか船の上にカメラを付けて漁獲のモニタリングや報告をオンタイムで行うとか、漁船の位置もGPS情報をオンタイムで報告・管理するとか、そのようなことを進めていくということが大事なところかなと思います。ただ、もちろん、有路さんがおっしゃったように、専門的な知識、技術を持った方々というのは大事にしていくという姿勢は大事かなと思います。

あと、新山委員がおっしゃった、漁獲証明制度とトレーサビリティというところは、私も漁獲証明制度の検討会の委員もさせていただいていますけれども、漁獲証明書の制度導入はトレーサビリティの最初という位置づけです。私もフルトレーサビリティを確立することが極めて大事だと思いますので、それを早くするべきだと思うので、漁獲証明制度はそのまま進めていって、それと並行してトレーサビリティも固めていくという進め方がいいと思います。

漁獲証明制度を進めていく上で、今思うところは、漁協が漁獲を証明する、ベリファイするという機能を持つことが議論されている中で、もし、漁協がきちんとベリファイできない場合、それをどのようにしていくのかというセーフティーネットといいますか、サポート体制を作ることが大事だと思います。

あと、魚種もまだ特定できていなくて、ほんの数種類から始めようとなってしまうのでは意味がないと思います。例えば、ヨーロッパの輸入規定の場合は、全部の輸入魚種を対象にしていますし、アメリカでも額でいって40%ぐらいが対象になっているので、少なくともそういう規模で輸入規制、漁獲証明を始めていく必要があると思います。

あと、竹内委員がおっしゃったように、やはりスピーディーにというところは水産改革においてもそのとおりだと思います。ただ、同時に特に漁獲報告や資源管理などの部分で気をつけなければいけないと思うところは、やはり、せっかく進んできているムーブメントが形骸化しないように、骨抜きにならないように、すごく気をつけるべきだと思います。

泉澤さんもおっしゃったように、資源評価もそうですし、資源管理もそうですし、結構大規模にこれまでと変わってきているところがあるので、そこをしっかりと固めていくところが大事だと思います。

最後に佐久間座長がおっしゃったみたいに、まだ規制改革の道筋が見えてきたという段階ですので、これからその道をしっかりと固めていくプロセスが大事だと思います。ありがとうございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

ただいま、皆様から御意見をいただきました。追加でも、今出たお話についての御議論でも構いませんので、何かあればと思います。

恐縮なのですが、1点、先ほど三森さんのほうで、食生活における果樹の位置づけというのが必ずしも適切ではないのか不足しているのか、その辺だけ内容を教えていただければと思います。

○三森氏 日本における果樹の位置づけというのは米、野菜、果樹となっております。果樹は海外においては重要な栄養の位置づけであります。これは農薬散布に関しても重要度が存在します。

日本の果樹は、贈答や嗜好品として捉えられやすく、効能や果樹が持つ特別な酵素を栄養の面から日本の農業の中に位置づけをしていただきたいと思います。

農林水産ワーキング・グループの審議事項の中にも、畜産とか米といったところが大きく取り上げられております。やはり日本は、中山間地が多く、果樹の問題というのは、非常に審議事項は少ないと思うのです。食の重要性の位置づけから果樹の見直しも必要だと思います。

日本の果樹というのは、四季折々の農産物が日本列島にあります。季節の視点からも重要性を見出していきたいと思います。

○佐久間座長 ありがとうございました。

お願いします。

○新山委員 今の果実の消費についてですが、実は果実の消費は、日本は世界各国の中でも非常に低いところに、今、位置づいています。三森委員がおっしゃったように果実がとても豊富な国であるにも関わらずです。

食事研究が世界的にされておりました、特に欧米諸国では、果実の消費と、野菜の消費もなのですが、それと食生活といいますか、栄養摂取の健全性との相関が高いということが分かっておりました、健康な食生活を進めようとするときに、果樹や野菜の消費を促進することに、小学校の食育などでも、重点が置かれたりもしています。そういう意味では、野菜はきちんと消費に位置づいておりますけれども、果実の消費も位置づけることが望ましいとのことについては私も全く同意見です。

ただ、ここは意見がいろいろあるところだと思いますけれども、日本の果実は生産者にとって利益が上がるように、立派なものの生産が進み、高品質では世界に誇るものになりましたけれども、例えば、1つの柿とか1房のブドウが大きくて高価格で、なかなか日々の生活の中で気軽に買えるものになっていないように思われます。小さいリンゴ、1つ100円ぐらいのリンゴも売り出す試みがされていますけれども、なかなか定着しにくいようです。日常の消費の喚起と、どのような果実を生産するかは関連していると思いますので、そういう議論が必要なのではないかと考えております。

○佐久間座長 ありがとうございます。

高橋議長代理、お願いします。

○高橋議長代理 先ほどのお話の中で、シャインマスカットがブームになっていて、それがきっかけで若者が参入してくる。一方で、海外の生産のお話もありました。どういう背景で、今、消費が増えているのか、インバウンドに関連するのか、それとも日本の国内で見直しになってきているのか、その辺の背景も教えていただければと思うのですが。

○佐久間座長 お願いします。

○三森氏 ありがとうございます。

シャインマスカットに関しましては、今、皆さん、だんだん一般の御家庭でも召し上がっていただけるような価格には、全国的にかなり広い地域で生産できるようになっておりますし、基本的に技術がそんなに高くなくても、シャインマスカットはできるブドウではございます。

これを広めるに当たっては両方がございまして、もちろん、高品質というか、食べておいしいというのは当たり前なのですが、農協サイドとしても、私たち生産部門としても作りやすいという大きな両面がなければ、これが進んでいかないと考えております。実際のところ、この価格の高騰に関しては、実はインバウンドを含めた海外の方に基本的には支えていただくことも大きいものでございます。

これから、私たちも、一方、懸念するのは、47都道府県、どのぐらいまで作っているかというのは、私は数値は持っていませんけれども、かなりのところで農家さんはシャイン

マスクットを作っているのですが、ここに関しては、これから高品質なものだけができるわけではなく、糖度が上がってこないというような県もたくさんございますので、産地間の品質の優劣といったものとか、あとは、今のブームを支えているのは、先ほども申しましたように日本国内だけではございません。かなり海外の需要があり、うちのほうでも、今年はタイの方がものすごく多くお見えになっています。うちは大きな観光バスを入れるところではないので、本当に小さい御家族程度の方々がお見えになるのですけれども、タイの方はものすごく増えておりますので、その土地その土地によって、例えば、去年はシンガポールとか、今は香港が厳しくなっているのですけれども、それでもかなり海外の方々が、一般の、例えば、山梨の勝沼にお越しになっていただいているのは事実だと思いますので、そういった需要で、シャインマスクット好景気というのが、今、ブドウ業界はかなり進んでいると思います。

○佐久間座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

竹内委員、お願いします。

○竹内委員 今の果物の議論から離れてしまうのですけれども、よろしいですか。

○佐久間座長 どうぞ。

○竹内委員 ありがとうございます。

皆様の御発言を聞いて、大変参考になりました。

今の御議論と離れてしまうのですけれども、今期の主な審議事項の中で、スマート農業とか新規就農ということで農を書きいただいているのですけれども、改めまして、これは漁業とかほかの第一次産業も類似の状況であったり、検討を進められてきたところであると思うのです。就農やスマート農業だけではなくて、それこそ漁業や林業、そういったものもスマート化というところを進めていくべきところがたくさんある第一次産業といった関連であれば、農にだけこだわることではないのではないかと思います。

全てを画一的にデータをどうのこうのということができないというのは重々承知ではございますけれども、それが、今、出ておりました、例えば、トレーサビリティの確保に何らか貢献するとか、あるいは、先ほど、私、農林水産業というのはまさに地域だと申し上げましたけれども、地域を活性化するというところで、そのデータが活用できる可能性というのも含めて考えるべきではないかと思いますと、農にだけ言及があるのがちょっと残念な気がしてまいりまして、スマート第一次産業ではないのですけれども、スマート農林水産みみたいな形で広く読めるようにしていただければ、改善の余地が広がるのかなと思った次第です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

今の御意見は非常に貴重な意見だと思います。

ほかにございますか。

新山委員、お願いします。



○新山委員 大変ピンポイントで恐縮です。

先ほど言い落としたかと思えます。漁業証明制度にかかわるトレーサビリティですが、水産物のトレーサビリティについては、既に農林水産省の消費・安全局が実践マニュアルを公表しております。各産業全ての実践マニュアルができており、水産物については、北海道の漁協の方などを含めて、かなりしっかり議論をしたもので、初歩的なものから中程度、そして高度なトレーサビリティまで、現場の人が実施できるような形で整えられていますので、制度を考えるに当たっては、それほど難しいことではないのではないかと思います。補足ですが付け加えさせていただきます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、特にほかになければ、本日御議論をいただきました、農林水産ワーキング・グループにおける、今期の主な審議事項につきまして、本日皆様にいただいた議論を踏まえまして、今後、必要な検討、修正を加えた上で、次回の規制改革推進会議で報告させていただきます。

つきましては、今後の内容修正については、皆様の御意見を極力取り入れる方向とさせていただきたいと思っておりますが、座長一任とさせていただきたく思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐久間座長 ありがとうございます。

その他、事務的な連絡があれば、事務局からお願いします。

○小見山参事官 次回のワーキング・グループの日程につきましては、追って事務局より御報告を申し上げます。

○佐久間座長 それでは、本日はこれで会議を終了いたします。お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。委員の皆様には連絡事項がございますので、そのままお待ちください。

ありがとうございました。